

重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業の補助対象等について

(1) 施設整備事業

- ・診療所の運営に必要な診療部門（診察室、処置室等）や、診療部門と一体となった医師・看護師住宅の整備を支援します。
- ・県からの補助金交付決定後に着手する事業が対象となります。
（補助金交付決定前に事業に着手している場合は対象となりません。）

補助対象	補助単価	補助率
次に掲げる基準面積に右記の補助単価を乗じた額の合計額 ○診療部門の整備 ・無床診療所の場合：160㎡ ・有床診療所の場合 （5床以下）：240㎡ （6床以上）：760㎡ ○診療部門と一体となった医師・看護師住宅の整備 ・医師住宅：80㎡ ・看護師住宅：80㎡	1㎡当たり 鉄筋コンクリート：484,000 円 ブロック：214,000 円 木造：355,000 円	1/2

(2) 設備整備事業

- ・診療所の運営に必要な医療機器の購入を支援します。
- ・県からの補助金交付決定後に着手する事業が対象となります。
（補助金交付決定前に事業に着手している場合は対象となりません。）

補助対象	基準額	補助率
診療所として必要な医療機器購入費	1 か所当たり 16,500 千円	1/2

(3) 地域への定着支援事業

- ・診療所を承継又は開業する場合の地域への定着に必要な経費を支援します。
- ・令和6年12月17日（令和6年度政府補正予算成立日）以降に承継又は開業した診療所が対象となります。ただし、令和7年4月1日以降に発生した経費が対象となります。

補助対象	基準額	補助率
令和7年度中の診療所の運営に必要な次に掲げる経費 職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、報償費、旅費、備品費（単価50万円未満）、消耗品費、材料費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、借料及び損料、社会保険料、雑役務費、委託費	1 か所当たり次の算出額 ①診療日数《1日～129日》 6,200千円＋(71千円×実診療日数) ②診療日数《130日～259日》 6,200千円＋(77千円×実診療日数) ③診療日数《260日以上》 6,200千円＋(87千円×実診療日数) ※訪問看護を実施する場合、 「25 千円×訪問看護日数」を加算	2/3